高知大学病原体等安全管理規則

令和5年3月24日 規則第 129 号

(目的)

- 第1条 この規則は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第114号。以下「感染症法」という。)に基づき、高知大学(以下「本学」という。) の教育及び研究の用に供する病原体等の安全管理について定め、病原体等へのばく露その他の病原体等による事故を未然に防止することを目的とする。
- 2 この規則に定めのない事項については、感染症法その他関係法令等の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 病原体等 細菌、真菌、ウイルス、原虫、寄生虫、プリオン及びそれらが産出する 毒素等をいう。
 - (2) 病原性 病原体等が何らかの機構により、人体又は実験動物(ほ乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。ただし、所定の手続により学長の承認を得た場合は他の種類の動物又は植物を含む。) に危害を及ぼすことをいう。
 - (3) 特定病原体等 感染症法に規定する一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等及 び四種病原体等をいう。
 - (4) 安全管理 病原体等へのばく露等を予防すること及び病原体等の紛失、盗難、濫用、 悪用等を防止することをいう。
 - (5) バイオセーフティレベル(以下「BSL」という。) 病原体等の人体への病原性及 び伝播性の程度並びに疾患の予防法又は治療法を考慮し、人体への危害を及ぼす危険 性の程度に応じて定める病原体等の取り扱いに関する安全対策の区分をいい、1から 4までの区分に分類する。
 - (6) 動物実験バイオセーフティレベル(以下「ABSL」という。) 病原体等を用いた 動物実験において、人体又は実験動物への病原性及び伝播性の程度並びに疾患の予防 法又は治療法を考慮し、人体又は実験動物への危害を及ぼす危険性の程度に応じて定 める病原体等の取り扱いに関する安全対策の区分をいい、1から4までの区分に分類

する。

- (7) 病原体等取扱実験室等 病原体等の使用、保管、滅菌等を行う実験室、検査室及び 実習室等をいう。
- (8) 病原体等取扱管理区域 特定病原体等又はBSL2以上並びにABSL1以上の 病原体等の安全管理が必要な特定の区域(病原体等取扱実験室等を含む。)をいう。
- (9) 部局等 各学系、各学部(附属施設を含む。ただし医学部附属病院を除く。)、医学 部附属病院、大学院総合人間自然科学研究科、各学内共同教育研究施設、海洋コア国 際研究所及び保健管理センターをいう。

(取り扱いの禁止)

第3条 本学では、一種病原体等、二種病原体等及び三種病原体等の所持及び取り扱いはできない。

(学長の青務)

- 第4条 学長は、本学における病原体等の安全管理に関する業務を総括する。
- 2 学長は、感染症法に規定される特定病原体等所持者として、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 病原体等の所持に係る許可申請及び届出
 - (2) 厚生労働省令に定める施設の基準及び保管等の基準に示された必要な措置
 - (3) 事故発生時の届出及び災害時の応急措置
 - (4) その他病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止のための必要な措置 (管理部局長の責務)
- 第5条 病原体等取扱実験室等を管理する部局等(以下「管理部局」という。)の長(以下「管理部局長」という。)は、当該管理部局の施設内における病原体等の安全管理に関する業務を総括する。
- 2 管理部局長は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 事故及び災害時の事態に即応した必要な措置
 - (2) 病原体等取扱管理区域の管理及び運営
 - (3) その他管理部局における病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止の ための必要な措置

(管理責任者)

第6条 管理部局長は、病原体等取扱管理区域内の病原体等の取り扱いにおける安全を確保するため、病原体等取扱管理区域ごとに管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、管理部局長の指示に従い、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 病原体等の安全管理について病原体等を実験に使用又は保管若しくは供与を行う者(以下「病原体等取扱者」という。)に対し指導及び助言を行うこと。
 - (2) 病原体等の受入れ、使用、保管又は供与に関し、適切な管理及び監督に当たること。
 - (3) 病原体等取扱管理区域への立入者の制限を行うこと。
 - (4) 病原体等の保管設備の施錠及び鍵の管理その他の病原体等の紛失及び盗難等を防止するための必要な措置を講ずること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、病原体等の安全管理について必要な事項を実施すること。

(安全管理委員会)

- 第7条 病原体等の取り扱いの安全かつ適切な実施を確保するため、高知大学病原体等安全管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 第8条に規定する病原体等をリスク群により分類する基準等及び分類に関すること。
 - (2) 病原体等の使用、保管及び供与の審査等に関すること。
 - (3) 病原体等取扱実験室等及び病原体等取扱管理区域の安全設備及び運営に関すること。
 - (4) 事故発生時、災害時又は犯罪行為による重大な被害の発生時における措置に関すること。
 - (5) 病原体等取扱管理区域に立ち入る者を対象とした教育訓練に関すること。
 - (6) その他安全管理に関すること。
- 3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 病原体等の取り扱いに関して学識を有する者 7人
 - (2) 総合研究センター生命・機能物質部門の専任担当教員 2人
 - (3) その他学長が必要と認めた者
- 4 前項の委員は、学長が任命する。
- 5 第3項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。

- 7 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 8 委員長に支障があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 9 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。
- 10 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 11 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 12 委員会の庶務は、研究国際部研究推進課及び医学部・病院事務部総務企画課において処理する。
- 13 本条に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。 (病原体等のリスク群分類等)
- 第8条 病原体等をリスク群により分類する基準及び分類に応じた病原体等の取り扱いに 関する基準は、委員会が別に定めるとおりとする。

(病原体等取扱実験室等の安全設備及び運営に関する基準等)

- 第9条 病原体等取扱実験室等は、委員会が別に定める基準に従って必要な設備を整え、運営しなければならない。
- 2 特定病原体等の保管、使用、運搬又は滅菌等を行う病原体等取扱実験室等については、 厚生労働省令で定める施設の基準を満たし、かつ、保管等の基準に従って運営しなければ ならない。
- 3 特定病原体等又はBSL2以上並びにABSL1以上の病原体等を取り扱う病原体等 取扱実験室等を設置しようとするときは、別紙様式第1号により申請書を作成し、管理部 局長を経由して、学長に申請し承認を受けなければならない。病原体等取扱実験室等の承 認内容に変更があった場合も同様とする。
- 4 学長は、前項の申請があったときは、委員会の審査を経て、承認又は不承認を決定する ものとし、必要に応じその内容の一部を変更して承認することができる。
- 5 前項により承認された病原体等取扱実験室等を廃止するときは、別紙様式第2号により申請書を作成し、管理部局長を経由して、学長に申請し承認を受けなければならない。
- 6 学長は、前項の申請があったときは、委員会の審査を経て、承認又は不承認を決定する ものとし、必要に応じその内容の一部を変更して承認することができる。

(病原体等の取扱手続)

- 第10条 本学ではBSL4の病原体等の所持及び取り扱いはできない。
- 2 病原体等取扱者を代表する者(以下「病原体等取扱責任者」という。)は、特定病原体 等又はBSL2以上並びにABSL1以上の病原体等を保管しようとするときは、管理 部局長を経由して、別紙様式第3号により申請書を作成し、学長に申請し承認を受けなけ ればならない。
- 3 病原体等取扱責任者は、特定病原体等又はBSL2以上並びにABSL1以上の病原体等を実験に使用しようとするときは、管理部局長を経由して、別紙様式第4-1号により申請書を作成し、学長に申請し承認を受けなければならない。ただし、教育目的で行われる実験に使用しようとする場合においては、病原体等取扱責任者は、別紙様式第4-2号により申請するものとする。
- 4 病原体等取扱責任者は、特定病原体等又はBSL2以上並びにABSL1以上の病原体等を本学以外の機関から受入れ、又は本学以外の機関へ供与しようとするときは、管理部局長を経由して、別紙様式第5号により申請書を作成し、学長に申請し承認を受けなければならない。
- 5 病原体等取扱責任者は、前3項の申請事項に変更の必要が生じたときは、その都度、管理部局長を経由して、学長に再申請し承認を受けなければならない。
- 6 学長は、前4項の申請があったときは、委員会の審査を経て、承認又は不承認を決定するものとし、必要に応じその内容の一部を変更して承認することができる。
- 7 病原体等取扱責任者は、第2項又は第5項の承認に係る病原体等の保管が終了したときは、管理部局長を経由して、別紙様式第6号により届出書を作成し、速やかに学長に届け出なければならない。
- 8 病原体等取扱責任者は、第3項又は第5項の承認に係る病原体等の使用が終了したと きは、管理部局長を経由して、別紙様式第7号により届出書を作成し、速やかに学長に届 け出なければならない。
- 9 学長は、前2項の届け出があったときは、委員会に報告するものとする。 (病原体等の運搬の制限等)
- 第11条 病原体等取扱者は、特定病原体等を運搬する場合は、法令等に定める運搬の基準 に従って行わなければならない。

(病原体等取扱管理区域の表示)

第12条 管理部局長は、病原体等取扱管理区域の出入口に、厚生労働大臣が指定する国際

バイオハザード標識(以下「バイオハザード標識」という。)を表示しなければならない。

2 管理部局長は、特定病原体等又はBSL3の病原体等を取り扱う病原体等取扱実験室 等の出入口に、バイオハザード標識に所定の事項を付記し、これを表示しなければならな い。

(病原体等取扱者の要件)

- 第 13 条 病原体等取扱者は、取り扱う病原体等に関し、その本質、人体に対する病原性、 実験中に起こり得るバイオハザード(生物学的危害をいう。)の範囲及び安全な取扱方法 並びに病原体等取扱実験室等の構造、使用方法及び事故等発生時の緊急時処置等につい て、十分な知識を有していなければならない。
- 2 病原体等取扱者は、この規則及び関係法令等を遵守し、病原体等を安全に取り扱わなければならない。

(病原体等の処理)

- 第14条 病原体等取扱者は、BSL1の病原体等(これらに汚染されたと思われる物を含む。)を当該病原体等に最も有効な消毒滅菌方法に従い処理しなければならない。
- 2 病原体等取扱者は、BSL2以上又はABSL1以上の病原体等(これらに汚染された と思われる物を含む。)を第 10 条第3項又は第5項の申請により承認された消毒滅菌方 法に従い処理しなければならない。

(教育訓練)

第 15 条 委員会は、病原体等取扱管理区域に立ち入る者を対象として、病原体等の安全管理に必要な知識及び技術の向上を図るため、教育訓練を実施しなければならない。

(情報管理)

- 第16条 管理部局長は、病原体等に係る情報を管理する者に対し、情報の漏えい、盗取等 がおこらないよう、次の各号に掲げる適切な管理を行うよう指導しなければならない。
 - (1) 病原体等の保管、滅菌等に関する書類は、使用時以外施錠された施設、キャビネット等で保管し、その鍵は病原体等取扱責任者又は書類を保管する者が管理すること。
 - (2) 電子媒体による情報は、保存されたパソコン又は記録媒体に限られた者しかアクセスできないようにパスワードによるセキュリティ管理を行い、限られた者しか入室できない施錠された室にパソコン及び記録媒体を保管すること。

(事故の措置)

第17条 次の各号に掲げる場合は、これを事故として取り扱い、第1号から第5号までの

事故を発見した者は、直ちに管理部局長に通報しなければならない。

- (1) 外傷その他により、特定病原体等又はBSL3の病原体等が病原体等取扱者の体内 に入った可能性がある場合
- (2) 病原体等取扱管理区域内の安全設備の機能に重大な欠陥が発見された場合
- (3) 特定病原体等又はBSL3の病原体等により、病原体等取扱管理区域内が広範に汚染された場合
- (4) 第20条又は第21条に規定する健康診断の結果、実験に用いた特定病原体等又はB SL3の病原体等による異常と診断された場合及びBSL2の病原体等にあっても、 実験に用いた病原体等による健康障害であることが明確に特定できる場合
- (5) 病原体等の盗難を発見した場合又は所在不明を確認した場合
- (6) 第23条第3項に規定する報告が行われた場合
- 2 前項の報告を受けた管理部局長は、所要の応急措置を講じるとともに、直ちに学長に報告しなければならない。
- 3 学長は、前項の報告が第1項第5号に該当し、かつ特定病原体等に係るものであるときは、遅滞なく警察署等に届け出なければならない。また、その他の場合でも必要があると 認めるときは警察署等に届け出なければならない。
- 4 第2項及び第23条第3項の報告を受けた学長は、委員会に所要の措置を講じることを 命ずるとともに、必要があると認めるときは、危険区域を指定し、当該区域の使用を一定 期間禁止することができる。
- 5 学長は、前項の危険区域の指定を行ったときは、事故及び当該指定の内容を職員等に通知するとともに、委員会その他の適当と認める者に対し事後調査を行わせるものとする。
- 6 前項の事後調査を行う者は、危険区域の安全性の回復を確認したときは、速やかに学長に報告しなければならない。
- 7 学長は、前項の報告を受けたときは、危険区域を解除し、職員等にその旨通知しなければならない。

(緊急事態の措置)

- 第18条 学長は、地震、火災等の災害又は犯罪行為による重大な被害が発生し、必要があると判断した場合は、直ちに緊急対策本部を設置しなければならない。
- 2 委員会は、前項の緊急対策本部が設置されるまでの間、緊急事態に即応した所要の措置 を講ずるとともに、被害の状況及び講じた措置の内容等を速やかに学長に報告しなけれ

ばならない。

- 3 地震、火災等の災害又は犯罪行為による重大な被害が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条第1項に規定する警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)が発せられた場合に各病原体等取扱実験室等において講じなければならない処置は、この規則に定めるもののほか、管理部局長の定めるところによる。
- 4 各病原体等取扱実験室等の病原体等取扱者及び管理責任者は、地震、火災等の災害若しくは犯罪行為による重大な被害が発生したとき又は警戒宣言が発せられたときは、直ちに所要の処置を講じなければならない。

(緊急対策本部の構成等)

- 第19条 前条第1項に規定する緊急対策本部は、本部長、委員会及びその他学長が必要と 認める者をもって構成する。
- 2 本部長は、学長をもって充てる。
- 3 緊急対策本部は、次に掲げる事項について指揮又は処理する。
 - (1) 病原体等の逸出の防止対策に関すること。
 - (2) 汚染防止並びに汚染された場所及び物の措置に関すること。
 - (3) 被汚染者の処置に関すること。
 - (4) 危険区域の指定に関すること。
 - (5) 危険区域の安全性調査及び危険区域の解除に関すること。
 - (6) 緊急事態に関する広報活動に関すること。
 - (7) その他緊急事態における病原体等の安全管理に関し必要なこと。
- 4 学長は、病原体等に関する安全性が確認され、緊急事態が解消したときは、緊急対策本部を解散する。

(健康管理)

- 第20条 学長は、病原体等取扱者に対して、少なくとも年1回、定期の健康診断を実施しなければならない。
- 2 前項の健康診断は、本学が行う一般健康診断をもって代えることができる。

(臨時の健康診断)

第21条 学長が必要と認める場合には、病原体等取扱者及び特定病原体等に感染したおそれのある者に対して臨時の健康診断を受けさせることができる。

(健康診断後の措置)

第22条 学長は、前2条による健康診断の結果、当該病原体等取扱者に病原体等による感染が疑われるときには、直ちに安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(病気等の届出等)

- 第23条 病原体等取扱者は、実験に用いた病原体等による感染が疑われる場合は、直ちに 管理部局長に届け出なければならない。
- 2 前項の届出を受けた管理部局長は、直ちに当該病原体等による感染の有無について調 香を行わなければならない。
- 3 管理部局長は、前項の調査の結果、当該病原体等に感染したと認められる場合又は医学的に不明瞭である場合は、直ちに学長に報告しなければならない。

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、安全管理に関し、必要な事項は、委員会の議を経 て別に定める。

附則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第9条及び第10条の申請手 続きに係る規定は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に、高知大学医学部病原寄生体等安全管理規則第3条の病原寄生体等安全管理委員会に届け出て受理された病原体等については、この規則の施行日から第9条及び第10条の申請手続きに係る規定の施行日までの間、高知大学医学部病原寄生体等安全管理規則により受理された当該病原体等の届出の範囲において、当該病原体等の保管又は実験へ使用することができるものとする。

病原体等取扱実験室等設置(変更)申請書

年 月 日

高知大学長 殿

申請者	全		
所	属・〕	職名	
氏		名	
管理部局長			
部	局	名 _	
氏		名	

高知大学病原体等安全管理規則第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

	実験室名等					
病原体等取扱実験室等		病原体等の □使用及び保管 □使用のみ □保管のみ				
の名称及び管理体制	管理責任者	職名・氏名:				
安全対策の区分	□BSL2 □BSL	.3 ∕ □ABSL1	□ABSL2 □ABSL3			
主な取扱予定病原体等						
申請の種別	□新規 □変ឭ	更(変更の場合は承記	忍番号:)			
使用開始年月日	年 月	日				
動物実験以外		実験以外	動物実験			
	□1.実験室の独立	立性	□1. 動物実験施設の独立性			
<i>☆</i> ∧ ₹1./#	□1. 実験室の独立 □2. 汚染除去時の		□1. 動物実験施設の独立性 2. 立入者の管理			
安全設備						
	□2. 汚染除去時の	の機密性	2. 立入者の管理			
※備えている機器・設備	□2. 汚染除去時6 3. 換気	の機密性の気流	2. 立入者の管理 □2-1 管理・記録			
	□2. 汚染除去時6 3. 換気 □3-1. 内側へ6	の機密性の気流	2. 立入者の管理 □2-1 管理・記録 □2-2. 制限			
※備えている機器・設備	□2. 汚染除去時の 3. 換気 □3-1. 内側への □3-2. 制御換気 □3-3. 排気の1	の機密性の気流	2. 立入者の管理 □2-1 管理・記録 □2-2. 制限 □2-3. 厳重制限			

	□5. 前室			
	□6. 排水処理(消毒滅菌処理)	□4. 昆虫・野ねずみ等の侵入防止		
	7. オートクレーブ	□5. 室内・飼育装置が洗浄・消毒可能		
	□7-1. 病原体等取扱管理区域内	□6. 出入口インターロック		
	□7-2. 実験室内	□7. 前室		
	□7-3. 両面オートクレーブ	□8. 気流の一方向性		
	□8. 生物学用安全キャビネット	□9. 排気の HEPA ろ過		
	□9. 作業従事者の安全監視機能	□10. 作業従事者の安全監視機能		
	□10. その他	□11. その他		
	()	()		
病原体等取扱実験室等	別紙のとおり(※病原体等取扱管理	区域全体及び上記安全設備の設置場所を		
の概略図	明示のこと)			
(以下は記入しないでください。)【病原体等安全管理委員会記入欄】□本申請は、高知大学病原体等安全管理規則等に適合する。(委員会の意見等)□本申請は、高知大学病原体等安全管理規則等に適合しない。				
	審査終了日: 年	: 月 日		
【学長記入欄】				
以下のとおり通知します	0			
年月	日			
<u>高</u>	知大学長			
□承認 □一部変	更し承認 □不承認			
承認番号:				

病原体等取扱実験室等廃止申請書

年 月 E

		平 月 日
高知大学長 殿		
	ī	申請者
		所属・職名
		氏 名
	3	管理部局長
		部 局 名
		氏 名
高知大学病原体等安全管	^{管理規則第9条第}	5項の規定に基づき、下記のとおり申請します。
		記
定压	実験室名等	
病原体等取扱実験室等	承認番号	
の名称及び管理体制	管理責任者	職名・氏名:
安全対策の区分	□BSL2 □BSI	L3 / □ABSL1 □ABSL2 □ABSL3
主な取扱予定病原体等		
廃止年月日	年 月	H
廃止後の利用予定		
(以下は記入しないでくだ	さい。)	
【病原体等安全管理委員会	記入欄】	
□本申請は、高知大学病原	兵体等安全管理規則	川等に適合する。
(委員会の意見等)		
□本申請は、高知大学病原	(体等安全管理規則	川等に適合しない。
	字	客杏終了日· 任 日 日

【学長記入欄】

以下のとおり通知します。	
年 月 日	
高知大学長	
□承認 □一部変更し承認 □不承認	
承認番号:	
<変更内容・不承認理由・その他コメント等>	

病原体等保管 (変更) 申請書

病原体等取扱責任者

年 月 日

年 月 日

真知	大学長	殿
同かり	$\mathcal{N} + \mathbf{\nabla}$	

			所属	禹・耶	能名				
			氏		名				
		管理	里部局長	<u>.</u>					
		部	局	名					
			氏		名				
高知大学病	i原体等安全管理規	則第 10 🕯	条第2項	質の規	見定に	こ基づき、	下記のとおり)申請します	0
記									
病原体等の名称									
		□BSL2	□BS	L3	/	□ABSL1	□ABSL2	□ABSL3	
		□特定症		以外		特定病原	体等(四種)		
申請の種別		□新規	□変更	(変	更の	場合は承	認番号:)	
開始日	(又は変更日)	年	月	目					
	保管方法								
		†							

(以下は記入しないでください。)

保管の目的

その他特記事項

保管場所等

室名/設置日

管理責任者

承認番号

職名・氏名

【病原体等安全管理委員会記入欄】

□本申請は、高知大学病原体等安全管理規則等に適合する。	
(委員会の意見等)	

□本申請は、高知大学病原体等安全管	理規則等に適合しな	V,			
	審查終了日:	年 月	日		

【学長記入欄】

【子文記八惻】	l	
以下のとおり	 通知します。	
	年 月 日	
	高知大学長	-
□承認	□一部変更し承認 □不承認	
承認番号:		
<変更内容・	不承認理由・その他コメント等>	

病原体等使用実験計画 (変更) 申請書

年 月 日

高知大学長 殿

病原体等取扱責任者	
所属・職名	
氏 名	
管理部局長	
部 局 名	
氏 名	

高知大学病原体等安全管理規則第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

	病原体等の名称	□BSL2 □B	SL3	✓ □ABSL1 □	□ABSL2 □AF	3SL3
		□特定病原体等	等以:	外 □特定病原体等	(四種)	
	申請の種別	□新規 □変更	₹ (変更の場合は承認番	号:)
	実験課題名	□動物実験		遺伝子組換え実験	□いずれにも	該当しない
		氏名		所属		職名
病	原体等取扱者(注1)					
	実験期間(注2)					
	使用実験室名					
実験	(承認番号)					
実験計画内容	実験方法					
内 容	消毒滅菌方法					
	拡散防止方法					
	廃棄方法					
	その他特記事項					

- (注1)病原体等取扱責任者を筆頭に記入し、氏名の頭に○印を付すこと。(注2)期間は3年以内とすること。
- (以下は記入しないでください。)

【病原体等安全管理委員会記入欄】

□本申請は、高知大学病原体等安全管理規則等に適合する	S.
(委員会の意見等)	
□本申請は、高知大学病原体等安全管理規則等に適合した	ZV' _o
審査終了日:	年 月 日

【学長記入欄】

【子女む八惻】	
以下のとおり通知	1します。
年	三 月 日
	高知大学長
□承認□□]一部変更し承認 □不承認
承認番号:	
<変更内容・不承	は認理由・その他コメント等>

別紙様式第4-2号(第10条第3項関係)

教育目的病原体等使用実験計画 (変更) 申請書

年 月 日

高知大学長 殿

病原体等取扱責任者	Î
所属・職名	
氏 名	
管理部局長	
部 局 名	
氏 名	

高知大学病原体等安全管理規則第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

病原体等の名称	□BSL2 □BSL3 / □ABSL1 □ABSL2 □ABSL3 □特定病原体等以外 □特定病原体等(四種)
申請の種別	□新規 □変更(変更の場合は承認番号:)
実験課題名(実習名)	□動物実験 □遺伝子組換え実験 □いずれにも該当しない
実験実施時期	学期
実験実施期間(注1)	年度 ~ 年度
使用実験室名	
(承認番号)	
実験の概要	
消毒滅菌方法	
拡散防止方法	
廃棄方法	
その他特記事項	

(注1) 期間は5年以内とすること。

(以下は記入しないでください。)

【病原体等安全管理委員会記入欄】

病原体等受入れ・供与(変更)申請書

年 月 日

高知大学長 殿

加八十八	於	
	病原体等取扱責	任者
	所属・職	名
	氏	名
	管理部局長	
	部局名	ž
	氏	ž

高知大学病原体等安全管理規則第 10 条第4項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

病原体	は 等の名称	□BSL2 □BSL3 /	´ □ABSL1 □ABSL2 □ABSL3
		□特定病原体等以外	□特定病原体等(四種)
.th ≈	# 0 # DU		□新規 □変更
甲前	青の種別 アスティー	□受入れ □供与 	(変更の場合は承認番号:)
		□有(許可証明書又は	確認書の写しを添付)
輸入許可	丁の有無又は	□無(理由を下記に記	上入)
届出确	室認の有無	□国内分離株のため	□海外分離株だが届出病原体でないため
		□その他()
受入れ又	は供与の目的		
	機関名		
	住 所		
相手先機関	責任者	所属・職名	氏名
	電話番号		
	メールアドレス		
移動	かの方法	□郵便 □配達業者	音 □持参 □その他()

運搬予定日	年	月	Ħ
病原体等の保管区域又は室名			
管理責任者			
その他特記事項			
(以下は記入しないでください。	,)		
【病原体等安全管理委員会記入	欄】		
□本申請は、高知大学病原体等	安全管理規	見則等に	

【学長記入欄】

(委員会の意見等)

□本申請は、高知大学病原体等安全管理規則等に適合しない。

以下のとおり	通知します。			
	年 月 日			
	高知大学長		-	
□承認	□一部変更し承認	□不承認		
<変更内容・	不承認理由・その他コメ	ント等>		

審查終了日: 年 月 日

病原体等保管終了届出書

年 月 日

+ k-	그 24 =	₽π
高丸	大学長	殿

者	取扱責任	病原体等
	属・職名	所
	名	氏
	長	管理部局
	局 名	浒
	名	氏

高知大学病原体等安全管理規則第10条第7項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

病原体等の名称						
		□BSL2	□BSL3	∕ □ABSL1	□ABSL2	□ABSL3
		□特定病原体等以外 □特定病原体等(四種)				
保管承認日		年	月	目		
保管承認番号						
保管終了日		年	月	日		
終了する理由						
保管場所等	室名					
	管理責任者	所属・氏名	古			
その他特記事項						

病原体等使用実験終了届出書

年 月 日

<u> </u>	1 307 E	⇒ □π.
島知	大学長	長殿

者	病原体等取扱責任
	所属・職名
	氏 名
	管理部局長
	部 局 名
	氏 名

高知大学病原体等安全管理規則第10条第8項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

病原体等の名称							
		□BSL2	□BSL	3 /	□ABSL1	□ABSL2	□ABSL3
		□特定病原体等以外 □特定病原体等(四種)					
実験承認日		年	į.		目		
実験承認番号							
実験終了日		年	į, j	1	日		
終了する理由							
使用場所等	室名						
	管理責任者	所属・氏	:名				
その他特記事項							